

古都保存行政の理念の全国展開について

古都保存行政の理念の全国展開について

「今後の古都における歴史的風土の保存のあり方について」（抜粋）

（平成10年3月19日歴史的風土審議会意見具申）

3. 今後の古都保存行政に求められるもの

(1) 古都保存行政の理念の全国展開

古都における歴史的風土は、日本人の心のよりどころとなる、過去の歴史を伝える国民的な歴史的・文化的資産として、将来にわたり保存が図られるべきものである。また、古都以外の都市における歴史的・文化的資産についても、古都同様に国民共有の遺産として保存、継承が図られるべきである。

このため、現行の古都においては、古都保存法の基本的枠組みを保持し、今後とも歴史的風土の保存を図るとともに、古都で培われた歴史的風土の保存の理念と枠組みを、古都の範囲に限られることなく、広く全国に展開する等、その方策を検討する必要がある。

特に、現在は開発により歴史的風土が失われる恐れがなくても、未然に開発を防止し、適切な保存を図る観点からは、大津市、平泉町など、古都以外でも国として保存すべき歴史的風土が認められる可能性のある市町村について、今後の遺跡発掘状況や地元市町村の意向に配慮しつつ、新たな古都指定について引き続き検討する必要がある。

また、必ずしも古都保存法の対象都市ではなくても、現行制度の枠組みの中で、緑地保全地区、風致地区、美観地区等の既存制度を活用することにより、歴史的風土や歴史的・文化的資産の保存、継承を積極的に推進することが可能であり、これらの施策の適用とともに、歴史的・文化的資産を保全・活用する都市公園事業、歴史的まちなみの整備保全に資する街路事業等、必要な関連事業の実施を進めるべきである。

さらに、地域的な広がりという観点からは古都としての位置づけが困難であっても、国家的見地から保存すべき歴史的・文化的資産については、文化財保護行政との連携と併せて、周辺地域も含め、より一層の保存・活用対策の検討も必要である。

検討の内容（案）

古都以外の地域における歴史的風土の保存・活用の状況、法制度の把握

歴史的風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方

に係る推進方策の検討

今後の進め方

専門の小委員会を設置して検討

歴史的風土の保全等に関する法制度の概要

根拠法	目的	地域・地区等	主な指定対象(保全対象)等				規制手法
			樹林地	農地	宅地	歴史的資産	
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	わが国固有の文化的資産として国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき古都における歴史的風土を保存する	歴史的風土特別保存地区					許可制
		歴史的風土保存区域					届出制
都市緑地法 (H16.12.17 施行) (旧:都市緑地保全法)	都市における良好な自然的環境を有する緑地の保全を図る	特別緑地保全地区					許可制
		緑地保全地域					届出制
		緑地協定					協定
		市民緑地					借地契約
		緑化地域					建築確認
首都圏近郊緑地保全法、近畿圏の保全区域の整備に関する法律	首都圏の近郊整備地帯及び近畿圏の規制都市区域における良好な自然的環境を有する緑地の保全を図る	近郊緑地特別保全地区					許可制
		近郊緑地保全区域					届出制
都市計画法(風致地区)	都市の風致を維持する	風致地区					許可制
景観法 (H16.12.17 施行。ただし景観地区については未施行)	我が国の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図る	景観地区					建築確認、認定制、条例規制の組合せ
		準景観地区					条例に基づく
		景観計画区域					届出+条例
		景観重要建造物及び景観重要樹木					許可制 (緩和措置あり)
		景観協定区域					協定
都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律	都市の美観風致を維持する	保存樹・保存樹林					届出制
都市公園法	都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること	都市公園					-
生産緑地法	農林漁業との調整を図りつつ良好な都市景観の形成に資する	生産緑地地区					許可制
自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進することにより、広く国民が自然環境の恵沢を教授するとともに、将来の国民に継承する	原生自然環境保全地域					原則禁止
		自然環境保全地域 (普通地区/特別地区)					届出制/許可制
		都道府県自然環境保全地域					条例に基づく
自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に視する	国立公園(普通地域/特別地域/特別保護地区)					届出制/許可制/原則禁止
		国定公園(普通地域/特別地域/特別保護地区)					届出制/許可制/原則禁止
		都道府県立自然公園					条例
森林法	森林の保護培養と森林生産力の増進を図る	保安林					許可又は届出制
農業振興地域の整備に関する法律	農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与する	農用地区域					許可制
文化財保護法	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること	史跡名勝天然記念物					許可制
		重要文化的景観					届出制
		重要伝統的建造物群保存地区					許可制

注) 上表は各法制度の概要を取りまとめたものであり、詳細な検討には該当する法令を参照する必要がある。

歴史景観都市一覧

「全国伝統的建造物群保存地区協議会」〔加盟市町村数 57 市町村（平成 16 年 3 月現在）〕

重要伝統的建造物群保存地区の所在する市町村をもって組織し、加盟市町村が協調して保存地区の保存整備に関する調査研究及び施策の推進をはかり、もって伝統的建造物群の保存と活用及び住民の生活と地域文化の向上に資することを目的とする。

「歴史的景観都市協議会」〔加盟市町村数 42 市町村（平成 16 年 3 月現在）〕

風趣ある歴史的、伝統的な市街地景観の保全を図っている都市相互の交流を深め、共通の課題について調査し、研究し、協議し、もって各歴史的景観都市各々の施策の推進に資することを目的とする。

都道府県	市町村	地区（伝建地区）	全国伝建協議会	歴史的景観都市協議会
北海道	札幌市	旧道庁周辺地区		
	小樽市	小樽運河周辺地区		
	函館市	（元町末広町）		
青森県	弘前市	（仲町）		
岩手県	金ヶ崎町	（城内諏訪小路）		
	盛岡市	岩手公園周辺地区		
秋田県	角館町	（角館）		
福島県	下郷町	（大内宿）		
新潟県	佐渡郡小木町	（宿根木）		
埼玉県	川越市	（川越）		
千葉県	佐原市	（佐原）		
	佐倉市	旧城下町地区		
東京都	世田谷区	水と緑の風景軸地区		
神奈川県	横浜市	山手地区		
	鎌倉市	鎌倉中央地区		
富山県	高岡市	（山町筋）		
	平村	（相倉）		
	上平村	（菅沼）		
石川県	金沢市	（東山ひがし）		
福井県	上中町	（熊川宿）		
山梨県	早川町	（赤沢）		
長野県	東部町	（海野宿）		
	南木曾町	（妻籠宿）		
	檜川村	（奈良井）		
	白馬村	（青鬼）		
岐阜県	高山市	（三町）		
	美濃市	（美濃町）		
	岩村町	（岩村本通り）		
	白川村	（荻町）		
三重県	関町	（関宿）		

都道府県	市町村	地区（伝建地区）	全国伝建協議会	歴史的景観都市協議会
滋賀県	大津市	（坂本）		
	近江八幡市	（八幡）		
	五箇荘町	（金堂）		
	彦根市	彦根城周辺地区		
奈良県	奈良市	春日山地区		
	橿原市	（今井町）		
京都府	京都市	（産寧坂）		
		（祇園新橋）		
		（嵯峨鳥居本）		
		（上賀茂）		
	美山町	（北）		
大阪府	富田林市	（富田林）		
兵庫県	篠山市	（河原町）		
	神戸市	（北野町山本通）		
	尼崎市	寺町地区		
鳥取県	倉吉市	（打吹玉川）		
島根県	大田市	（大森銀山）		
	松江市	松江城周辺地区		
岡山県	倉敷市	（倉敷川畔）		
	成羽町	（吹屋）		
	津山市	城東町地区		
	岡山市	後楽園周辺地区		
広島県	竹原市	（竹原地区）		
	豊町	（御手洗）		
山口県	萩市	（堀内地区・平安古地区）		
		（浜崎町）		
	柳井市	（古市金屋）		
徳島県	脇町	（南町）		
香川県	丸亀市	（塩飽本島町笠島）		
愛媛県	内子町	（八日市護国）		
高知県	室戸市	（吉良川町）		
福岡県	甘木市	（秋月）		
	八女市	（八女福島）		
	吉井町	（筑後吉井）		
大分県	臼杵市	石仏地区		
佐賀県	有田町	（有田内山）		
長崎県	長崎市	（東山手・南山手）		
宮崎県	日南市	（飫肥）		
	日向市	（美々津）		
	椎葉村	（十根川）		
鹿児島県	出水市	（出水麓）		
	知覧町	（知覧）		
	入来町	（入来麓）		
沖縄県	渡名喜村	（渡名喜島）		
	竹富町	（竹富島）		
	那覇市	首里地域		

景観法と景観行政団体について

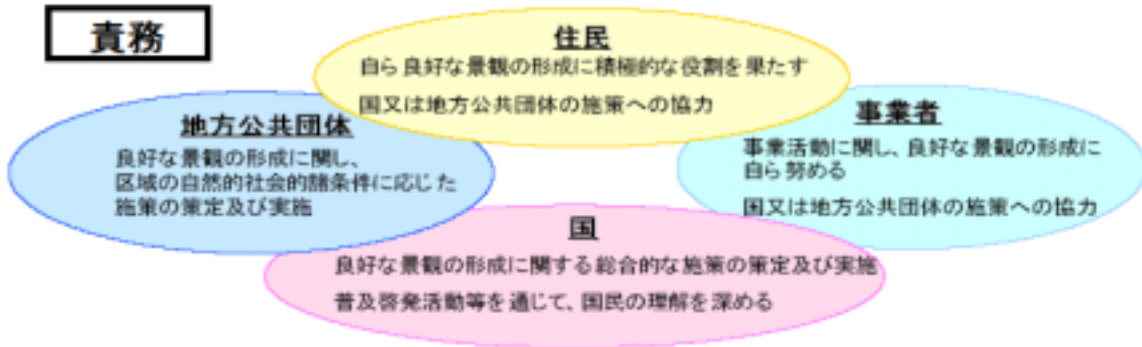
景観法について

① 基本理念と責務

基本理念

- 良好な景観は、現在及び将来における国民共通の資産
- 景観形成には、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和が不可欠
- 景観形成は、地域の個性を伸ばすよう多様な形成を図るべき
- 景観形成には、観光や地域の活性化への配慮が必要
- 景観形成は、住民、事業者、行政の協働によりすすめるべき

責務



② 景観行政団体と景観計画

景観行政団体

やる気のある市町村が景観行政の担い手となるよう措置

- 政令指定都市、中核市は自動的に景観行政団体となる
- その他の市町村は、都道府県との協議・同意により景観行政団体となる。
- その他の地域は都道府県が景観行政団体となる。

棚田の保全や耕作放棄対策として

- 景観と調和の取れた農業的土地利用を誘導するために景観計画区域内に、景観農業振興地域整備計画を定めることが可能
- 勧告に従わない場合には、権利移転に関する協議を経て、景観整備機構が農地の利用権を取得し、農地の管理が可能

景観計画

住民・NPOによる提案が可能（土地所有者などの3分の2以上の同意が必要）

建築物や工作物の誘導に加えて、棚田や里山の保全も一体的に取り組み可能

- 景観行政団体が策定し、区域や一定の行為に対する届出・勧告の基準等を定める
- 届出・勧告対象の行為は、条例で付加・除外どちらも可能
- 棚田の保全や耕作放棄対策など農山漁村の良好な景観の形成を図るためのツールも整備

景観重要公共施設として道路や河川を位置付け、景観に配慮した整備や景観の視点を加味した占用許可が可能

- 公共施設管理者との協議・同意により景観重要公共施設として位置付ける
- 公共施設管理者から、景観重要公共施設として位置付けることを要請することが可能

電線共同溝の整備等に関する特別措置法の特例により、道路の無電柱化を促進